

岩手県公安委員会告示第4号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、犯罪被害者等早期援助団体を次のとおり指定した。

平成22年7月6日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

1 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称 社団法人いわて被害者支援センター
- (2) 住所 盛岡市中央通三丁目10番2号
- (3) 代表者の氏名 細江 達郎

2 法第23条第2項に規定する事業（以下「援助事業」という。）を行う事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 社団法人いわて被害者支援センター
- (2) 所在地 盛岡市中央通三丁目10番2号

3 援助事業に係る犯罪被害等

犯罪行為による死亡、重傷病又は障害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害

4 指定を行った年月日

平成22年6月23日